

石川県原子力環境安全管理協議会 議事概要

1. 日 時：平成 25 年 2 月 22 日（金）15 時 30 分～17 時 25 分
2. 場 所：石川県庁 行政庁舎 11 階 1109 会議室
3. 出席者：委員 20 名、説明者、事務局他
4. 議事概要：

（1）「志賀原子力発電所敷地内破砕帯」について、北陸電力から説明があった。

（委員）追加調査に係る北陸電力の主張に対して、同意されるような外部の学識経験者はいるのか。

（電力）まずは、当社として客観的なデータを積み上げることが重要であり、今後、国の有識者により構成される評価会合に説明していく。評価会合で指摘が出れば、必要に応じて更に追加調査を行い、ご理解いただけるようにしていく。

（委員）破砕帯（S-1）の水平方向の長さはどれくらいか。

（電力）現在、確認している水平方向の長さは、数十m～数百mであり、特別に長いという判断はしていないが、引き続き、端部を確認するための調査を実施していく。

（委員）破砕帯に係る問題は安全上重要であり、国の規制委員会あるいは規制庁から地元の皆さまに詳しい説明があって然りと考えるが、説明はされているか。

（議長）石川県として、国に地元に対して説明を行うよう申し入れしている。現時点では国からの説明はない。

（委員）規制庁は、これまでの安全審査に携わった方々を排除して調査を行っており、その姿勢に問題がある。また、現在は地層や変動地形学的な観点から調査が行われているが、耐震工学の観点から定量的に評価を行うべきではないか。規制庁に強く要望したい。

（規制事務所）国会事故調等で規制側が事業者の虜になったとの指摘も考慮し、現在、4つの学会から推薦をいただいた先生方に調査を行っていただいている。委員のご意見は規制庁に伝えたい。

（2）「志賀原子力発電所安全強化策の進捗状況」について、北陸電力から説明があった。

（委員）防潮堤を海面から15mとした根拠及び外部侵入を防ぐための手立てはどうなっているのか。

（電力）敷地の標高11mから4mの防潮堤を立ち上げ、標高15mとしている。津波の高さについては、地域性から太平洋側より小さくなく、シミュレーションにより、津波の高さは5m程度という結果から、防潮堤の高さ15mは十分と考えている。

侵入防止の対策については、原子炉等規制法が改正され、従来よりも厳しいも

のとなっており、フェンスについても対策を強化している。現在のフェンスは防潮堤の敷地内の方に設置している。

- (委員) 非常時に原子炉へ注水を行う消火系配管の耐震性を向上させたとのことであるが、配管や弁の圧力損失等も考慮した原子炉への注水特性は確認しているのか。
- (電力) 圧力損失等も考慮したうえで、非常用ディーゼル駆動の消火ポンプが原子炉の冷却に必要な流量を確保できることを確認している。
- (委員) モニタリングカーを追加配備しているが、モニタリングカーの運用上のマニュアルは整備されているのか。
- (電力) メンテナンスも含め手順書等の整備は行っている。
- (電力) モニタリングカーだけでなく、安全対策として整備したものは、運用が大切であり、手順書の整備、訓練、メンテナンス等をしっかり続け、そこで見つかった問題点については更なる改善を行っていく。
- (委員) モニタリングカーの配備を3台としたのはなぜか。
- (電力) 今1台あるものに追加で2台整備した。これらに加え、可搬式モニタリングシステム等を使用することで周辺をカバーできると考えている。
- (委員) 使用済燃料の貯蔵について、交換時期だけ燃料貯蔵プールに燃料を置き、それ以外は速やかに地上に移動するなどの安全対策はどのように考えているか。
- (電力) 原子炉内から取り出した燃料は熱を持っているので燃料プールで冷却することが必要である。冷却手段を強化し、冷却を損なわないように対策を行っている。
- (委員) 東京電力の福島事故を踏まえると規制庁がフィルター付ベントの設置を要求することはやむを得ないところがある。BWRグループでまとまって検討するのがよい。よく検討していただきたい。
- (電力) フィルター付ベントについては、平成27年度末までに設置することを検討している。

(3) 「志賀原子力発電所の運転状況等」について、北陸電力から説明があった。

- (委員) 放射線業務従事者の被ばく線量分布について、管理区域内と区域外で線量分布を分けるべきではないか。
- (電力) このデータは、管理区域内で従事する放射線業務従事者が対象で、被ばくが適切に管理されていることを示している。
- (委員) 周辺住民に対する安全性の確保という観点から、管理区域外の人達の被ばくが問題ないことを示す必要があるのではないか。できないのであれば、周辺住民の被ばく線量をモニタリングして測定することはどうか。
- (電力) 管理区域内で働く人を放射線業務従事者と呼んでおり、それに対し線量管理を行っている。管理区域内で働かない人についての線量管理は行っていないが、環境放射線モニタリングとして、モニタリングポスト等で線量を測定し、環境に対して影響がないことを確認している。
- (委員) 管理区域外で働く人の線量管理は大変なので、サンプリング的に代表的な方で線量管理を行い、その結果をお知らせすることが、周辺住民にとっての安心につながるのではないか。

(4) 「志賀原子力発電所周辺環境放射線監視結果報告書(案)」について、事務局から説明があり、協議会として承認された。

(委員) 大気中における放射性ヨウ素については、志賀局しか記載がないが、緊急時にそれ以外の地点における放射性ヨウ素のデータ把握はどうなっているのか。

(事務局) 大気中の放射性ヨウ素の測定については、常設は志賀局のみであるが、緊急時には、エアサンプラを用いて、各ポイントで放射性ヨウ素のモニタリングを行うことになっている。また、それらの情報については、原子力災害合同対策協議会等で共有化できる仕組みになっている。

(委員) 放射線監視結果等の資料を素人でもわかり易いものにできないか。例えば、原子力発電所の稼働時と非稼働時の環境放射線データを比較するなど。

(議長) 工夫ができるのであれば、我々も工夫してみたい。

(5) 「志賀原子力発電所温排水影響調査結果報告書(案)」について、事務局から説明があり、協議会として承認された。

(6) 「原子力発電所に対する保安検査結果等」について、志賀原子力保安検査官事務所から説明があった。

(7) 前回の議事概要について、事務局からホームページに公開している旨報告があった。

－以 上－